

<翻 訳>

《祝賀中国人民大学法学院創立 60 周年》

『欽定憲法大綱』に対する日本明治憲法の影響
——『欽定憲法大綱』公布 100 周年を記念して——

韓 大 元 著
鈴木敬夫・呉 東 鎬 訳

The Influence of the Japanese Meiji Constitution
on the Outline of Principles
for a First Chinese Constitution

In Commemoration of 100 Years of the First Chinese Constitution

Written by: Han Da-Yuan

Translation: Keifu SUZUKI and Dong-Gao Wu

Notes on the Translation

Since the People's Republic of China was founded, Renmin University of China Law School has overcome all kinds of adversity including the trials of the Cultural Revolution to celebrate its 60th anniversary, for which I would like to offer my heartiest congratulations. In October 1999, Renmin University of China and Sapporo Gakuin University concluded an exchange agreement, and the two have now been engaged for over a decade in mutually beneficial exchanges of scholarship, learning and culture.

In October 2010, the 60th anniversary of Renmin University of China's foundation was celebrated in Beijing with an academic sym-

posium on a grand scale, featuring distinguished legal scholars from all over the world. This symposium owed its success to the outstanding leadership of Renmin University of China Law School President and Doctor of Jurisprudence Han Da-Yuan, the author of this paper. Dr. Han is one of China's top scholars of constitutional law, and currently heads the Chinese Constitutional Law Society.

When Professor Han Da-Yuan began study of the Constitution in earnest, it was a trying period of history characterized by a mixture of the "rule of men" and the "rule of law." People in China still hesitated even to mention "human rights." Professor Han Da-Yuan's paper "The Influence of the Japanese Meiji Constitution on the Outline of Principles for a First Chinese Constitution" shed light on the imperialism and nationalism of the Meiji Constitution, which underpinned 15 years of war on China by Japan.

This paper could also be said to pinpoint the failings of constitutional thought that "emphasizes the rights of rulers and disregards the rights of citizens," thought which characterizes the Constitution of the Empire of Japan. Currently, in a China governed by a uniquely Chinese socialist constitution, the regard for human rights that is implied in Han Da-Yuan's paper must be held in high estimation.

To learn about the process of establishing the first Chinese Constitution, modeled on the Japanese Meiji Constitution, and the historical background thereof, through discussion of Han Da-Yuan's paper, is to scrutinize the myths and realities of the Constitution of the Empire of Japan, responsible for visiting the ravages of war on both Japan and the entirety of East Asia.

(by Keifu Suzuki)

訳者序

中国人民大学法学院が建国以来、文化大革命など幾多の怒濤を乗り越えて、創立 60 年を迎えられたことに、心からお祝いを申し上げる。中国人民大学と我が札幌学院大学は、1999 年 10 月に交流協定を締結し、相互に学術、教育・文化等の交流を重ね、すでに 10 年余が経過している。

2010 年 10 月、北京において、中国人民大学法学院の創立 60 周年を記念して、全世界から著名な法学者を招請して学術シンポジウムが盛大に開催された。このシンポジウムを成功に導いた主導者が、本論文の著者である中国人民大学法学院長、法学博士、韓大元 (Han Da-Yuan) 教授である。博士は中国を代表する憲法学者であり、現在、中国憲法学研究会会長である。

顧みて、韓大元教授が真摯に憲法を学び始めた当時、中国は未だ「人権」を口にすることが憚られる、「人治」と「法治」が混交した厳しい時代であったといえよう。韓大元教授の論文「《欽定憲法大綱》に対する日本明治憲法の影響」（2009 年）は、日中 15 年戦争を支えた明治憲法の軍国主義乃至国家主義的性格を明らかにしている。すなわち、この論文は、“君権を重んじて民権を軽くみる”思想、換言すれば、“国権を重視して、人権を軽視する大日本帝国憲法”の立憲思想の問題点を突いたものといえよう。現下、中国的特色を有する社会主義憲法の下で、韓大元論文の行間に漲る人権思想は、高く評価されるであろう。

韓大元論文を通じて、明治憲法を模範として作られた中国“欽定憲法大綱”の成立過程とその背景を学ぶことは、自ずと東アジアを戦禍へ導いた我が帝国主義憲法が有していた虚像と実像を顧みることになる。(鈴木敬夫)

目次

1. 問題の所在
2. 『欽定憲法大綱』に対する明治憲法基本理念の影響
 - (1) 明治憲法の制定過程

- (2) 明治憲法の「富国強兵」理念の影響
 3. 清末立憲モデルに対する明治憲法の影響
 - (1) 予備立憲と立憲基礎
 - (2) 日本の憲政経験に対する視察
 - (3) 清朝統治者の憲法観に対する影響
 - (4) 日本の「正統憲法学」の影響
 4. 『欽定憲法大綱』制定権の基礎と論争
 - (1) 先に議会を開くのか、それとも先に憲法を制定するのか
 - (2) 『欽定憲法大綱』の起草機関
 5. 『欽定憲法大綱』の公布過程および明治憲法条文との比較
 - (1) 『欽定憲法大綱』の公布過程
 - (2) 『欽定憲法大綱』と明治憲法条文との比較
 6. いくつかの結論
- 資料：欽定憲法大綱（1908）と日本明治憲法（1889）との比較
原著者紹介、原著書出典および訳者紹介

1. 問題の所在

1980年8月27日、中国の清政府は、中国歴史上、第一に位する憲法的文献、『欽定憲法大綱』を公布した¹。『欽定憲法大綱』の性質およびそれが中国憲法の発展史にもたらした影響について、中国の学界では、いまだにさまざまな見解がみられる。ただ、それが中国憲法発展史の起点であるということについては、認識が一致している。『欽定憲法大綱』の公布100周年を記念するのは意義深いことであり、その価値について、歴史的文献、憲法文書、憲法文化など、多角的にまとめることができる。まず、歴史的文献として、この『大綱』は、中国憲法の歴史的発展過程における遺産であり、特別の歴史的価値を有する。つぎに憲法文書として、この『大綱』は、中国憲法発展の歴史上の起点であり、その規範的価値は100年にわたる憲法発展史を貫いている。最後に、憲法文化として、

¹ 正式に公布した名称は『憲法大綱』であるが、光緒皇帝の名義で公布したものであったので、清政府もその後の公式文書のなかで『欽定憲法大綱』と称した。たとえば、1910年11月4日、清政府は、国会の繰上げ召集の上諭において「迅速に『欽定憲法大綱』に基づいて憲法条項を編訂する……」と言及している。

この『大綱』は、豊富な文化伝統を内包しており、中国と西洋の憲法文化の衝突と融合の過程をよく反映している。それは中国憲法文化の伝統の一部を成しており、すぐれた憲政価値を表している。

『欽定憲法大綱』の紹介と評価では、『欽定憲法大綱』は、その理念、制定過程および具体的規範の構造などにおいて、日本の明治憲法の影響を直接受けているというのが学界の一般論である。一部の見解ではあるが、『欽定憲法大綱』は、日本の明治憲法を全面的に剽窃している、と指摘する者もいる。たとえば、王世傑、錢端昇は、著書『比較憲法』のなかで、「憲法大綱は単に君の大権を列挙しただけにすぎず、およそ日本憲法のまる写しであり、それと合致しないものはほとんどない」と指摘している²。はたして、100年前に公布されたこの第一の憲法的文献は、日本の明治憲法の影響を受けたか否か、その影響の程度と主なルートは如何なるものか、その社会的な効果をどう評価すべきなのか。本稿では、憲政史料の分析を基にして、憲法学説史の視角から、この問題を検討したい。

2. 『欽定憲法大綱』に対する明治憲法基本理念の影響

(1) 明治憲法の制定過程

日本はどのような憲政モデルを取るべきか、日本はいかにして欧米立憲主義と日本の伝統文化を結びつけ、日本の国情に合った憲法を制定すべきなのか、ということがらは、明治維新以降、日本のいくつかの異なった政治勢力の争点であった。そして、異なる憲法構想は、それぞれの政治勢力の憲法思想を反映していた。家永三郎教授著『日本近代憲法思想史研究』の統計によれば、当時、官庁と民間から50あまりの憲法草案が提出されており、おもに自由党左派、改進黨、新聞記者、政府官僚など、異なる政治勢力の意見を反映したものであった。これら草案のなかには、立憲主義原理を反映したものもあれば、その原理から明らかに離脱した

² 王世傑、錢端昇著『比較憲法』、中国政法大学出版社1997年、第348頁。

ものもみられた。つまり、立憲主義という価値に対する異なる理解と観念は、憲法草案の検討過程においてさまざまな問題と衝突を惹起させたのであった。

民権派が掲げた「民間憲法」は、急進主義の憲法思想を反映していた。たとえば、福沢諭吉などが提出した憲法草案は、天皇の権限に関する君民共治の理念とイギリス式の立憲君主体制を確立し、議院内閣制を規定していた。また、植木枝盛などが策定した「日本国憲案」第4篇「日本国民および日本人民の権利と自由」には、法律の下における平等など、数多くの権利と自由条項が規定され、第70条には政府に対する国民の抵抗権と革命権が規定されていた。ここでも見られるように、自由民権派の憲法思想の特徴は、議会の役割を重視し、国民の権利と自由をできるだけ広く規定することであった。しかし、民権派が主張した権利、自由保障の目的は、個人の権利価値を保障することではなく、あくまでも国力の強化にあったということも見過すことはできない。つまり、国家主義の視角から人権問題を検討したということである。この点が、まさに自由民権派の憲法思想の限界であった³。最も急進的な憲法草案といわれる植木草案でも、皇帝の権限を否定していないばかりでなく、皇帝や皇族などの内容を具体的に規定している。これは明らかに、その憲法思想のなかに国家主義の要素が含まれていたことを表している。

日本の憲政制度の確立過程からみて、明治憲法の制定過程におけるドイツ憲法思想の影響は大きかったといえよう。ある意味では、ドイツ憲法思想が明治憲法の法律と文化的基礎を組み立てたともいえるだろう。1850年のプロイセン憲法の制定と公布は、ドイツ型立憲君主制の形成のシンボルである。19世紀のドイツ立憲君主制の主な特徴として、国民主権と権力分立に基づいたイギリス議会主義原理を否定したこと、君主主

³ 林伯暉は、著書『日本立憲運動の過程』のなかで、「……日本のいわゆる民権は、ヨーロッパのいわゆる人民の権利とやや異なる。……ヨーロッパの人権は、君王に対する人民の権利であるが、日本の民権論は、当時の権力者である藩閥に対して提出したものである」と指摘している。『憲政月刊』（創刊号）、1940年第1期。

義原理 (monarchische prinzip) を確立したこと、国王の権力を強調した「国王支配制」(Königsherrschaft)、君主の積極的中立性などをあげることができる。つまり、当時のドイツ憲法思想の核心は君権主義と反議会主義であった。このドイツの憲法思想は、主に明治政府の法律顧問であったドイツの法学者ロessler (Karl Friedrigh Helmann Roesler (1834-94)) の活動を通じて具体化された。ロessler は 1878 年に来日し、1893 年に帰国した。この期間に、彼は明治憲法の制定に関して多くの意見を述べ、独自の明治憲法草案も作りあげた。また憲法公布後の具体的運用過程についても意見を述べている。こうした経緯もあって、彼は「明治憲法の制定およびその憲法思想の形成に影響を与えた人物」といわれる。ロessler の憲法思想の核心は、反議会主義と社会的君主制であった。明治憲法の制定に関して提出した彼の意見には、基本的にこの反議会主義と君権主義の思想が反映されており、実際に、それが明治憲法の基本的な枠組を確立させたのである。

憲法制定過程に発生した衝突を緩和させ、近代国家のモデルを模索するため、明治政府は欧米に憲政視察団を派遣した。資料によれば、代表団は 1 年 10 か月をかけて、アメリカ、イギリス、フランス、ベルギー、オランダ、ドイツ、デンマーク、スウェーデン、イタリア、オーストリア、スイスなどの国を訪問し、その費用はおよそ 100 万円もかかったとされる。諸国憲政に対する視察において、代表団は東洋と西洋の伝統思想の違いに気づき、「西洋人は有形の理学に専念し、東洋人は無形の理学を追求しており、このことによって両方の国民のあいだに貧富の差が現れる」という見解を提出している⁴。たとえば、大久保は、「民主政治」と「君主政治」の間に「君民共治制」を確立すべきだと主張し、このことによって、天皇の精神的権威を利用して、新政府中の中、下級武士出身である新官僚の統治上の地位を固めることができる、とした。そして日本は、「安易に欧州諸国の君民共和制を真似してはいけない。わが国の

⁴ 伊文成、馬家駿主編『明治維新史』、遼寧教育出版社 1987 年版、第 396 頁。

皇統一系の典例と国民の開化程度に基づき、その得失利弊を勘案して、法憲典章を制定すべきだ」としたのである⁵。重点的に欧米諸国憲法を研究した木戸孝允は、日本人民の知識レベルは低く、憲法の制定は「君主の英断」によるべきであると主張し、日本の国情はプロイセンの事情と似合っているだけに、「プロイセンを第一の選択肢にすべきだ」と述べている⁶。岩倉具視は、欧米諸国の封建残余勢力の地位と待遇、および皇室や貴族の利益保護者としての役割を中心に視察している。そして、彼は、日本国体の特殊性を強調し、天皇を支柱とする政治体制の構築を主張した。彼の見解によれば、「プロイセン憲法は漸進主義に最も適している」という。当時のヨーロッパにおいて、プロイセンは後発の国ではあったが、君主の権力が非常に強かったのである。視察団は、イギリス、フランスなどの国が最も発達していることを認めてはいたものの、「それらの国の憲政体制は日本国情に適せず、国家主義を核心とする日本の伝統文化にとって関連性が薄い。むしろ国家統一と発展において軍事力を使用し、強力な君権を維持したプロイセンの方がより日本にふさわしい」と主張したのである。ここでも明らかなように、明治憲法の制定者たちは、プロイセンモデルを採るさいに、伝統文化における国家主義をきわめて重要視していたのであり、これが「天皇への崇拜」という形式で表現されることになったのである⁷。

日本がプロイセン憲政をモデルにしたのは、その軍国主義思想と密接な関係がある。

1873年3月、ビスマルクは、視察団との会見において、つぎのように語っている。「今日世界の諸国は、すべて親睦と礼儀をもって相互につき合っているものの、それはあくまで表面的なものであり、実際には、強者が弱者をいじめ、大が小を侮辱している。」18世紀末、プロイセンで

⁵ 尾佐竹猛著『日本憲政史大綱』（上）、宗高書店1978年版、第348頁。

⁶ [日]芳賀徹、『明治維新と日本人』、伊文成、馬家駿主編、『明治維新史』、遼寧教育出版社1987年版、第395頁。

⁷ [日]中村元著『比較思想論』、浙江人民出版社1987年版、第170頁。

は、国家が軍隊をもっていたのではなく、軍隊が国家を有していたのであり、軍隊は国家を軍営として使っていたのである。軍隊制度について、明治憲法も基本的にはプロイセン憲法の「政権」と「軍権」が対抗する「二元主義」体制をとっている。明治憲法の規定によれば、天皇が海陸軍を統帥し、軍令権は軍部がコントロールしていた（内閣の関与は排除された）。そして、天皇は軍部を通じて軍事大権を行使したのである。この「政治憲法」と「軍事憲法」の二分構造が日本を軍国主義へと導き、また、立憲主義の崩壊への隠れた危険を覆っていたのである⁸。明治憲法の起草グループは、伊藤博文、井上馨、金子堅太郎、伊東已代などであった。彼らの憲法思想は、憲法制定過程および明治憲法の構造に対して、軽視できない影響を及ぼしたのであった。

伊藤博文はヨーロッパでの憲法視察において、早くもプロイセン憲政モデルが日本憲政に積極的な影響を及ぼす可能性があることに注目して、ハーバート・スペンサー⁹に意見を求めている。スペンサーは、つぎのように語ったといわれる。「日本伝統構造には民族の幸福にとって非常に有利な基礎があり、これを保存し育てるべきである。上者に対する伝統的義務、とくに天皇に対する伝統的義務は日本の一つの大きな好機であり、日本は年上者の指導のもとに落ち着いて前進することができ、また、個人主義が盛んな国でも克服できないような困難も避けることができる」と¹⁰。伊藤の意見によれば、憲法制定の目的は「憲法政治」を実行することであり、立憲主義の導入を通じて「立憲君治」の政治原則を実行することである。そして、西洋と歴史的伝統が異なる日本で憲政を行うには、まず、国の機軸を探求すべきだ、という。「西欧諸国において憲

⁸ [日] 佐藤功、「戦後日本憲法と立法権優越の変遷」、台湾『中央論壇』1984年19巻第3期。

⁹ ハーバート・スペンサー（Herbert Spencer、1820年4月27日～1903年12月8日）、イギリスの哲学者、社会学者、倫理学者。

¹⁰ [米] ルース・ベネディクト著『菊と刀』、孫志民等訳、浙江人民出版社1987年版、第68頁。

法政治が生まれて以来、すでに千年も経っており、人民はその制度に慣れて親しんでいる。また、宗教を機軸にして人心はそれに帰依している。それに比べると日本では、宗教の力が極めて弱く、国の機軸になるようなものは何一つもない。彼は、日本にヨーロッパにおけるキリスト教のような「人心帰一」の宗教がないことを痛感し、「わが国において機軸になりうるのはただ皇室だけである」と指摘した¹¹。こうした憲法思想に基づいて、伊藤は憲法起草の大意について、つぎのように説明している。「君憲ヲ尊重シテ成ルヘク之ヲ束縛セサラン事ヲ勉メリ… … 乃チ此草案ニ於テハ、君權ヲ機軸トシ、偏ニ之ヲ毀損セサランコトヲ期シ、敢テ彼ノ歐洲ノ主權分割ノ精神ニ據ラス。」¹²

憲法制定に参画したもう一人の代表的人物が井上馨である。彼は、早くもプロイセン憲法の視察を経て、立憲主義を日本本土に導入する道筋を考え始めた。井上の憲法思想の核心は儒学である。彼は、「革命精神」を崇尚する「英・仏学」に反対する一方、「保守気風」を強め、「ドイツ学」を奨励すべきである、と主張したのである。そして、井上は、さらに「憲法モデルは西洋から導入し、さらにドイツを学ぶとしても、プロイセン憲法の趣旨を日本へ移植することに注意を払うべきであり、先ずその前提として日本の『国家成立の原理』を明確にすべきである」と説いた。井上は、『古事記』を通じて、「知国治国の法」こそが日本独自の国家原理であるとし、「わが国の国家成立の原理は、君民の約束ではなく、もとより君徳である。『国家の始まりは君道に基づく』ということが、まさに日本の国家学においても真っ先に論ずべき定説である。」「わが国の万世一系は、學術によって論ずべきことではないが、ただ天皇の統治を正統化することができるのはやはり歴史的根拠である」などと分析している。これらの論拠を通じて、つぎのような結論を導いている。「恐らく

¹¹ 参照：[日] 信夫清三郎著『日本政治史』（第三巻）、周啓乾等訳、上海訳文出版社 1988 年版、第 200 頁。

¹² [日] 鈴木安蔵著『憲法制定とロエスレル』、東洋経済新聞社 1942 年版、第 98 頁。

も私が国の憲法は、欧羅巴の憲法の写しにあらずして、即ち遠つ御祖の
不文憲法の今日に発展したるものなり」と¹³。最後に、井上は、古典的伝
統理論を根拠に、憲法の基礎となる「日本国家学」を創設した。彼が作っ
た和歌にも明治憲法の基本精神と制定過程がよく反映されている。「巧引
導国千色線、織成斑爛日本錦」；「夜夢天照之故国、不忘皇祖古人心」。

（2）明治憲法の「富国強兵」理念の影響

『欽定憲法大綱』の制定は、明治憲法の「富国強兵」理念の影響を濃厚
に受けている。明治維新以後、西洋文明が日本へ伝来するにつれて、日
本の学界は、日本文化の背景としての東洋文化と、新しく入ってきた西
洋文化の比較という問題に直面することになった¹⁴。そして、日本は近代
化と憲政モデルの選択において、「欧米に知識を求め、ヨーロッパ化はす
るが同化はしない」という原則をとった¹⁵。そして文化の衝突と融合のな
かで、しだいに日本に合った憲政モデルを確立し、「富国強兵」を基本精
神とする憲政体系を樹立したのである。日本の学者松本三之介は、「我わ
れは、立憲制を単に思想自体から出発して日本固有の観念との解釈にお
いて理解すべきではなく、それと日本の政治、社会のさまざまな趨勢と
結びつけて、立憲思想を幕末時期あるいは幕末以来の日本の政治状況の
産物とみなすべきである。」「西洋国家の強権に直面した日本は、あらゆ
る「戦力」を集中して、いわゆる「富国強兵」「殖産興業」という新しい
国家目標を実現しようとした。そうしたなかで立憲制が、強力な政治手
段として歴史の舞台に登場した」と主張している¹⁶。

清末の立憲が追求した基本理念も、まさに国家主義を主導とする「富

¹³ [日]信夫清三郎著『日本政治史』（第三巻）、周啓乾等訳、上海訳文出版社1988年
版、第188頁。

¹⁴ 参照：[日]中村元著『比較思想論』、浙江人民出版社1987年版、第128頁。

¹⁵ 毛磊等主編『中西500年比較』、中国労働者出版社1991年版、第324頁。

¹⁶ [日]松本三之介著『国権と民権の変奏——日本の明治精神の構造』、東方出版社
2005年版、第7頁。

国強兵」の思想であった。それでは立憲問題において、なぜ早期の立憲派と政府当局の政治哲学は「立憲を通じて富国強兵を実現する」ということを選択したのか。ここでは、いわゆる立憲の理想は、実際のところ、国家の富強を実現するための手段的価値にすぎない。この思想は、明治憲法の思想と精神伝統に由来する。1905年、西洋で憲政を視察して、五大臣は、日本の憲政における国家主義と「富国」の価値理念に大きな関心をもち、さまざまな方式を通じて憲法と国家富強との関連と、その根拠を探った。たとえば、載澤は、伊藤博文と次のような会話を交わしている。「弊国は、諸国の政治に対する視察を通じて国の富強を目指しているが、いったい何を綱領にすべきであろうか。」(載澤)「貴国が、変法を通じて富強を図ろうとするならば、まず立憲を行うべきである。」(伊藤博文) 帰国後、五大臣は上奏文において「国の滅亡を防ぐ方法には、立憲しかない。」もし「中国が国富兵強を図ろうとするならば、立憲政体をとる以外に他の方法がない」などと繰り返して強調している¹⁷。光緒と皇太后にとって、立憲の魅力は、「君主の権力を脅かさないこと」、「国体を固めること」、「強兵富国」などの三点にあった。1906年9月4日、光緒皇帝は『宣示予備立憲先行厘定官制諭』を頒布し、そのなかで、つぎのように語っている。「……諸国が富強であるのは、憲法を実施して、公論によってことを決め、君民が一体になって呼吸を同じくし、国体を明定し、財政を準備したためである。……今日に至って、速やかにこれを検討することを以て憲政を行い、朝廷が大権を統制し、庶政は公衆に公開して、国家万年の基礎を確立すべきである。」¹⁸ このように、清末の立憲において、憲法の制定は、国が目指す価値目標ではなく、あくまで国の富強を実現する手段にすぎなかった。こうしてみると、日本から輸入した立憲主義は、初めから整った価値理念が欠けており、実際に道具主義的な規範体系になっていたことを立証している。

¹⁷ 張晋落著『中国憲法史』、吉林人民出版社2004年版、第79頁。

¹⁸ 『清末籌備立憲檔案史料』(上)、中華書局1979年版、第43、44頁。

3. 清末立憲モデルに対する明治憲法の影響

(1) 予備立憲と立憲基礎

立憲思潮の下で、清政府は立憲の具体的実施案を検討し始めた。そして憲政実施ルートに関して、清政府は日本の経験を参考し、それを根拠に立憲時期を予定した。

載澤は、『奏請宣布立憲密折』のなかで、「……日本は明治14年に憲政を宣布し、22年から国会を開会した。これを模倣することができよう」と述べている¹⁹。日本は立憲においては、少なくとも10年の過渡期を経ている。これに注目した端方は、立憲の必要性を強調して、「中国は立憲しなければならない。ただし、速立憲はいけない」と主張し、「速立憲」を「虚名でしかなく、実益がない政策」と称した²⁰。そして、端方は、日本における立憲の準備期間の必要性に対する分析を通じて、「中国の事情は当時の日本と同じく、立憲は日本の方法を模倣すべきである。中国における立憲の予備期は15年から20年が最も適切であろう」と主張した²¹。中国が、直ちに立憲政体を実行することができるか否かの問題に関して、梁啓超はつぎのように答えている。「できない。立憲政体は民智の開化を前提とする。日本の経験がまさにそれを証明している。日本の維新は明治初年に行われたが、憲法の実施はその20年後のことである。したがって、中国は少なくとも10年または15年後に立憲を始めることができよう」と。

当時、立憲の必要性、立憲の筋道をどう立てるかという問題に関しても、統治者内部では異なった意見がみられた。たとえば、軍機大臣である奕劻は、「立憲は利益があり何の弊害もなく、民意にも合致しており、速やかに宣布すべきである」と主張したが、反対者たちは、「中国の事情

¹⁹ 夏新華等整理、『近代中国の憲政過程』、中国政法大学出版社2004年版、第41頁。

²⁰ 『請定国事以安大計折』、『端忠敏公奏稿』第六卷、第36頁。転引自張海林、『端方と清末新政』、南京大学出版社2007年版、第172頁。

²¹ 『請定国事以安大計折』、『端忠敏公奏稿』第六卷、第42頁。転引自張海林、『端方と清末新政』、南京大学出版社2007年版、第172頁。

は外国と異なっており、立憲を実行すると、執政者は権力を失い、悪人が生息し、その害は少なくない。人民が立憲政体が何であるかを知らないために、権利を与えても喜ばず、逆に義務の分担することの苦痛を感じずに違いない。自治を行くと、悪人が地方行政の要所を掌握することになるから非常に危険だ」と主張していた。これに対して、立憲派官僚たちは、「国民レベルの如何はまったく政府の勧誘による。座ったままレベルアップを待つだけでは、永遠に立憲を行うことができず、予備立憲を行い、国民のレベルアップを促す以外に方法はない。中国と外国の事情が異なるだけに、直ちに実行に移すのではなく、まず予備立憲と位置づけることだ」と主張した。立憲における期限設定の問題に関して、楊度は「世界諸国からみて、革命的に改革を行えば、憲政は即時に成立できるが、平和的に改革を行おうとすれば、憲政は一定の年限を必要とする。これは、諸国の通例である」とし²²、3年の準備期間が必要であると主張した。彼によれば、「諸国は憲法をもって民権だけを保障しようとするが、中国は憲法をもって君権をも保障する。要するに、欽定憲法以外に君主の大権を保障するものはない。君と民の権限の軽さと重さは国事の急務ではないから、人民はこのことを過度に争ってはならない。」つまり、君民間の均衡がとれた憲法は、「平和改革」という筋道を踏襲して作り上げるしかなく、これには一定の準備期間を要する、ということである。それに対して、載澤は、日本を模倣して立憲の準備期間を9年にすべきだと主張し、清政府は最終的には載澤の意見を受け入れた。つまり、1908年8月27日に公布した『逐年籌備事宜清單』では、憲法の公布時期を1916年とし、立憲の準備期間を9年とするとともに、全体の準備期間と手続きにおいて、基本的に日本の立憲経験が模倣されたのである。

それでは、立憲のためにはいかなる条件を備えるべきか。端方は、「立憲は国家の安定と富強の根本である」という命題を論証し、「中国は、国富強兵になるためには、立憲政体を取るしか他に方法はない」と主張す

²² 劉晴波主編、『楊度集』、湖南人民出版社1986年版、第512頁。

る一方で²³、立憲に必要な五つの条件を提起した。つまり、立憲政体は三権分立と分権制度を採るべきであること、立憲政体の形式は本国の文化伝統と民智の現状に合うべきであること、立憲には準備期間が必要であること、立憲は教育を基礎とすべきこと、併せて官制改革を行うこと、などである。これらの条件は、基本的に明治憲法の制定経験に基づいたものである。とくに立憲のために行った官制改革、憲政編查館の設立などは、日本の経験から直接学んだものであった²⁴。日本は、明治元年から明治23年における立憲準備過程において、二度にわたって官制改革を行っており、日本の憲政が有効であるのは、この官制改革のお陰であるといわれる。この改革によって、日本は「人によらず、法による」ことになった²⁵。外国での憲政視察を経て帰国した後、端方は、官制改革を中国における予備立憲の第一歩とみなした。

（2）日本の憲政経験に対する視察

一般的に、1906年に行われた五大臣の西洋への憲政視察が、清末新政の始まりだといわれる。この視察の過程における日本の憲政経験の影響は大きかった。

日本憲政に対する第一回の視察は1906年1月16日に開始され、載澤、尚其亨、李盛鋒等三人の大臣がこれを担当した。代表団は、翻訳官、地方役人、随行員など88人から構成されていた。団員たちは29日間にわたって、現代的な施設を視察し、さらに各階層の人物と交流を行うとともに、憲法教授の講義を受講している。この代表団を迎えて、日本政府は、非常に入念な手配をした。代表団は、日本に到着した当日、直ちに宮内大臣、総理大臣、外務大臣、陸軍大臣などに接見し、また、天皇に謁見する具体的日程が固まった。その視察の重点な内容の一つに、日本

²³ 端方、『請定国是以安大計折』、『端忠敏公奏稿』第六卷、第29-32頁。張海林、『端方と清末新政』、南京大学出版社2007年版、第172頁。

²⁴ 日本は、明治初年に「憲法取調局」を設立している。

²⁵ 張海林著『端方と清末新政』、南京大学出版社2007年版、第196頁。

の憲法学者の憲法講義を受けることがあった。政府の手配によって、明治憲法の制定過程に参加した伊藤博文、金子堅太郎および著名な憲法学者である穂積八束等がその講義を担当した。文献によれば、金子堅太郎は、明治憲法の制定過程を詳細に紹介し、とくに日本の経験を強調したといわれる。彼は、「日本の憲法はヨーロッパの経験を参考したが、今やヨーロッパの憲法より優れている。それは、つぎのようなところに現れている。第一、憲政予備期を定め、ヨーロッパ憲法の欠陥を補った。第二、日本史上にみられる慣習を基礎にヨーロッパの政治を考量して、できるだけ合理的な点を吸収した。第三、憲法は政府の主導の下で制定されたが、政府は単に基本原則と枠組を提示したにすぎず、具体的内容については関与しなかったことだ」と述べている²⁶。穂積教授は、12回にわたって体系的に日本憲法の講義を行った。そのテーマは、立憲政体、憲法、君位および君主の大権、臣民の権利、国会制度および貴族院の組織、衆議院の組織、帝国議会の権限、国务大臣および枢密顧問、法律と命令、予算、分権と地方制度および中央行政各省などである。載澤の日記によれば、穂積は、内閣から命令を受けて、壁に君主統治略表を掛けて、画面を指しながら講義を行ったとされる²⁷。国体と政体問題に関して、穂積はつぎのように語っている。「日本の国体は数千年承継してきた君主国であって、国民の深い敬愛を受けてきており、それは憲法の第一条にも見られるところである。明治維新は立憲制度を採ったが君主主権は損なわれていない。掲げた表にも現れているように、君主を統治権の総則、主権の本体として首列しており、それは、数千年承継してきたものであって、憲法によって変わるものではない。一国の統治権はすべて皇位に属し、それは日本憲法の本源でもある」と。

²⁶ 『政治官報』、光緒33年9月23日、第四号、第518頁。熊大雲著『近代中国官民の日本視察』、成文堂1998年版、第132頁。

²⁷ 鐘叔河主編『走向世界叢書一載澤考察政治日記』、岳麓出版社1986年版、第575頁。

清政府の立憲目標からいえば、君主権力を本体とする君主立憲制政体を擁護することは、唯一の選択肢であった。視察団がずっと立憲制と君主権間のバランスの問題に注目してきただけに、日本憲法の解説者たちも其の知的意欲を看破したようである。だが、西洋の立憲と清朝統治の価値追求はまったく違っていた。つまり、清王朝による憲政の提示は、あくまで立憲主義思想の普及という背景のもとでやむをえず選択した「基本国策」であった。彼らが求めたものは、君主制と立憲価値間の合理的バランスであった。この点は、つぎの載澤と伊藤博文の会話からも読みとることができる。載澤：立憲は何国を習うのがよろしいか。伊藤：諸国の憲政は二つに分かれており、一つは君主立憲国で、他は民主立憲国である。貴国は数千年来の君主国であり、主権は民ではなく君にあり、日本と同じである。したがって、日本の政体を参考にの方がよろしい。載澤：立憲後、君主国政体に障害が生ずるのではないか。伊藤：障害は生じない。貴国は君主国であり、主権は必ず君主に集中するものであって、臣民の手に落ちる可能性はない。日本憲法第3条、第4条に、天皇は神聖不可侵であり、国の元首として統治権を総攬する、と規定しているのは、まさにこの意味である。載澤：君主立憲と君主国政体の区別は何か。伊藤：両者の最も重要な区別は、立憲国の法律は議会によって制定されるということである。憲法第5条、第6条の規定によれば、法律の制定、改正、廃止は、必ず議会の議決を経なければならず、その後に君主の裁決を経て公布されるのであって、専制の法律のように、君主一人の意見によって決められるものではない。載澤：君主立憲国が民に与えた言論の自由などの諸権は、民主国と比べてどのような区別があるか。伊藤：この自由は法律で定め、政府が策定したものであって、人民の随意による自由ではない、と。伊藤は、とくにつぎのように強調した。「憲法は17か条をもって君主の大権を規定している。貴国が立憲制度を実行すれば、大権は必然的に君主に帰する。したがって、ここで詳しく説明したのである。憲法の第2章は臣民の権利義務を規定している。政治学、憲法学はその範囲が幅広く、一、二年かけなければ解説することができ

ない。」²⁸ 伊藤は載澤に自分が著した『皇室典範義解』と『日本憲法義解』を贈った²⁹。伊藤は、「これらの観点は、あくまで経験から得た主張であり、学者の研究から得た成果ではない」ことをと強調している。しかし、直接明治憲法の制定を指導した政治家として、実際に日本憲法に対する伊藤の解釈は権威を有しており、彼の観点は、ある面では日本政府の見方をも代表するもので、濃厚な政治的色彩を帯びていた³⁰。

文献によれば、1906年6月3日、戴鴻慈、端方、載澤、尚其亨、李家駒等五大臣は、ベルギーで会い³¹、そのなかで、載澤が紹介した日本の憲政モデルは大臣らの深い興味を魅き起こした。そこで、端方は視察団の参事官である熊希齡を日本に派遣して、駐日公使である楊枢を通じて、憲政報告の起草に適切な人物を探すよう託している。楊枢は、早稲田大学の学長であった高田早苗にそのことを依頼し、高田は有賀長雄を推薦した。有賀長雄は、2週間の時間をかけて理由書を付した憲政視察報告を完成し、中国人留学生がそれを徹夜で翻訳して、端方の随行員に持たせたのである³²。端方、載澤が帰国後、清廷に提出した上奏文は、有賀長雄の報告に基づいて作成されたものであるかも知れない。1906年10月10日、端方はもっぱら有賀長雄に書簡を認め感謝の意を伝えた。書簡のなかで端方は、つぎのように語っている。「ご厚情のあふれる援助と、詳

²⁸ 鐘叔河主編『走向世界叢書—載澤考察政治日記』、岳麓出版社1986年版、第579-581頁。

²⁹ 『日本憲法義解』の中国語版は二つのバージョンがあり、一つは、丁徳威が翻訳し、日本秀光社が出版したもので、もう一つは、潘泓が訳し、金粟齋鉛印社が1901年に出版したものである。後者は嚴復が序論を書いている。

³⁰ 載澤の日記によれば、伊藤は講義において日本語ではなく英語を用い、柏銳が口頭通訳を行い、錢承志が記述したとする。穂積は日本語を使っている。筆者の調査したところによれば、伊藤はドイツ語にすぐれ英語は上手ではない。したがって、日本語を使って講義するのが論理的であるが、なぜ英語で講義をしたかは疑問が残る。

³¹ 鐘叔河主編『走向世界叢書—載澤考察政治日記』、岳麓出版社1986年版、第493頁。

³² [日]有賀長雄「中華民國顧問の応募經過」、『外交時報』1913年17巻207号、『近代中国官民的日本視察』、第165頁。

細で精密な編纂によって、敵国の政治界にとって大変勉強になりました。……目下、幸い案を受け入れ、立憲政体に変え、法制を改正するという会議を行っている最中であります。将来、政務の進展に伴い解釈し難いところが多く出てくるかと思われますので、その節はご指導をよろしくお願い申し上げます。」³³

日本憲政に対する二回目の視察は1907年に始まった。1907年7月28日、袁世凱は奏折において、つぎのように語っている。「以前に行われた西洋での視察では、載澤などは、専ら憲法ではなく、あらゆる政治態勢に対する視察を行う予定であって、しかも往復で8ヶ月しかなかったため、憲政の起源と発展について洞察することは不可能であった。……諸国の政体に比し、わが国と似ているのは、ドイツと日本である。今回は政体に詳しい大臣を上掲の両国に派遣して、ほかに使節として派遣された大臣と共に専ら憲法について詳細に調査を行い、また博識者を訪問して具体的な案を設計するよう伺う。」³⁴ 当時、政府は政治視察館を憲政編查館と改め、「憲法草案の編訂」を主な職務と定めた。一般的な政治制度に対する視察から、具体的な憲法体制の設計に移るためには、ドイツと日本の立憲制度に対して重点的かつ具体的な視察を行う必要があった。ただ、イギリスはヨーロッパにおける立憲の元祖であるだけに、外すことはできない、と考えられた。9月9日、朝廷は、外務部右侍郎である汪大燮、郵転部右侍郎である于式枚、学部右侍郎である達寿を、それぞれイギリス、ドイツ、日本における憲政視察大臣として任命した。日本での視察を順調に行うため、達寿は、日本の在清朝臨時代表である阿守太郎を訪ね、阿守は即座に、経験と学識のある日本人を憲法顧問として派遣することができる、と答えたとされる。今回の訪問について、日本政府はこれを最も重要視した。当時、伊藤は既に韓国総督と任命されたため、具体的な接待に参加することができず、この大事を明治憲法の制

³³ 同上。

³⁴ 『清末籌備立憲档案史料』（上）、中華書局1979年版、第202頁。

定過程に直接関わった伊東已代治に委任した。第一回の視察と異なり、二回目の視察の重点は専ら憲法問題であって、近代的施設を見学した以外、視察団は体系的に憲法の講義を受けることになった。憲法講義を担当した学者には、穂積八束、有賀長雄、清水澄などがある。

二回目の視察は、つぎのような特徴がある。(1)憲法体系の全体的研究を重要視した。日本憲政に対する視察として、憲政編查館が確定した内容には、憲政史、憲法、立法、行政、司法、財政などが含まれた。これに併せて講義も、日本憲法史、比較憲法、議院法、司法と行政などの問題を基本的内容として展開された。(2)憲法理論と学説の意義を重要視した。憲法視察においては、学説を理解し、事実を把握するとともに、諸国における憲法が発展した社会的環境と具体的条件を分析しなければならない、とされた。(3)国内立憲の必要に応じて、できるだけ正確な資料を提供し、視察の実用性を強調した。たとえば、1907年11月13日光緒皇帝が逝去した後、速やかに講義の内容には「摂政」問題が加えられた。(4)授業において、日本の教授は、当時の清朝の法律制度をも含めて、討論方式で授業を行い、視察者たちが憲政原理と実践の意義などをより容易に理解できるよう工夫した。(5)授業において、日本の学者たちは、制憲過程の秘密問題を強調し、国民がまだ旧来の考え方に留まっているような場合、制憲事項は秘密にすべきである、と説いた。

有賀長雄が達寿と李家駒に憲法講義をする際に用いた『有賀長雄博士講述憲政講義』によれば、有賀長雄は、1908年2月から1909年7月までの1年5か月の時間をかけて、総60回（前半30講と後半30講に分けた）の講義を行っている。前半の30講には、明治維新から憲法導入までの歴史過程、憲法制定と具体的実施の準備段階、日本憲法とヨーロッパ憲法の比較などの内容が含まれており、具体的にアメリカ、フランス、ドイツ、イギリスなどの国家における憲法生成と発展の歴史背景、憲法解釈、皇位、政府、議会、臣民の権利義務などの問題が扱われている。後半の30講には、おもに中央官制、地方官制、中央政府と地方政府間の関係、地方自治制度、文官制度などの内容が含まれており、こうして、

官制についての理論と実践問題が重点的に説明された³⁵。

講義の内容および憲法思想からいえば、有賀長雄の憲法理論には、つぎのようなものである。(1)憲政改革は官制改革から始めるべきであり、憲法制定は秘密裏に行われるべきである。国民の認識と思想を統一するために、憲法制定時、権威的な憲法解釈書を編集する必要がある。(2)欽定憲法の形式をとるとともに、君主立憲制を実行し、合理的に皇室と国家、国家と軍隊の関係を調整すべきである。(3)併せて、議会、政府、地方制度と皇室の改革を推進すべきである。(4)清朝皇室を改革すること。たとえば皇族の削減、宮内省の新設、内務部の三旗を廃除すること、などが含まれていた。

(3) 清朝統治者の憲法観に対する影響

西洋での憲政視察を経て帰国した大臣たちが、一致して日本憲政が成功した意義とその模倣の必要性を強調したため、日本憲政状況に対する光緒と慈禧は、ことのほかこれを注視するところとなり、実際に、憲政視察大臣らの意見を受け入れて、「日本を師範にする」という制憲指導思想を確立した。1901年、日本に使節として派遣された李盛鐸大臣は、変法を論ずる奏折のなかで「日本の隆盛を鑑み、ロシアの乱を罰するためには、断固として、まず立憲の意を公布し、国是を明らかにすべきである」と記している。1902年、会辦商約大臣である盛宣懐も、つぎのように語っている。「国体を概観して、日本、ドイツとわが国が同じである。したがって、わが国に適するのは日本、ドイツの法律だけである」と。

早くも1904年、張謇と趙鳳昌は『日本憲法』を訳して内廷に奏呈している。慈禧はこれを読んで感銘を受け、「日本は憲法があり、国家にとってすばらしいことだ」と話したとされる³⁶。とくに、1905年の日露戦争においてロシアが敗戦したあと、統治者たちは大きく驚き、ある評論は「日

³⁵ 『有賀長雄博士講述憲政講義』、早稲田大学中央図書館所蔵。

³⁶ 張孝若『南通張季直先生伝記』、『辛亥革命』(四)、第159頁。

露の衝突は日本が引き起こしたものだが、ロシアが日本に敗れたのではなく、専制国が立憲国に敗れたのである」とした³⁷。1905年1月9日、駐日公使である楊枢は、日本を模倣して憲政を實行するよう奏請した。そのなかで、彼はつぎのように語っている。「日本は明治維新の初めに立憲国の確立を宣言し、議会を開いて公論で決めることにした。変法のことはずべて立憲政体による……中国と日本は同じアジアに位置し、政体、民情も似ており、変法の大綱を論ずるならば、日本を模倣するのが適している。フランス、アメリカなどの国はただ共和民主を政体としているので、中国は模倣できない。」³⁸

第一回の憲政視察を終えて帰国した後、載澤は何度も慈禧の引見を受けており、その際、立憲を奏請している。彼は「東西諸国の列強はすべて憲法を綱領としている。そして、フランス、イギリスと中国は事情を異にしており、倣うのは難しい。ただ、日本は立憲の精神の下で中央集権主義を実施しており、中国に移植しても適合するであろう」と語ったとされる³⁹。立憲に対する一部の反対論に対して、載澤は繰り返して「立憲は皇帝統治にとって有利であり、君権を妨げるものではない」と強調し、憲法施行後、君主が有する17か条の大権を列挙した。たとえば、議会の召集、命令の発布、海陸軍の統帥、憲法改正発議権などである。また、皇位を固めること、外患の減少、内乱の排除など君主立憲の三つの利点をも挙げている。第2回の憲政視察大臣であった達寿も、『日本憲政に対する視察奏折』において、「憲法は欽定にすべきである」と強調している⁴⁰。達寿を継いで日本の憲政を視察した李家駒は、1909年6月24日

³⁷ 「立憲は万事の根本である」、『南方報』1905年8月23日、高旺著『晚清中国の政治転換—清末憲政改革を中心に』、中国社会科学出版社2003年版、第195頁。

³⁸ [米]任達、『新政革命と日本—中国、1898-1912』、李仲賢訳、江蘇人民出版社1998年版、第207頁。

³⁹ 侯宜傑著『二十世紀初めにおける中国政治改革風潮』、人民出版社1993年版、第69頁。

⁴⁰ 『清末籌備立憲檔案史料』(上)、中華書局1979年版、第34、35頁。

に奉呈した『考察日本官制情形請速厘定内外官制折』において、日本の現行制度を基礎にする必要性を体系的に明らかにし、「日本は君主立憲政体を採用しており、その憲法は欽定憲法である。日本の官制は、中央官制であれ地方官制であれ、これによって決められる」と主張した。

光緒皇帝が他界する6か月前に読んだ書籍リストからも、日本の明治憲法の影響を読みとることができる。統計によれば、1908年1月29日、内務府の奏事処は光緒帝が閲覧した40冊余の書籍を公開したが、そこには『日本憲法説明書』、『日本憲政略論』、『比較国法学』、『憲法論』、『憲法研究書』、『各国憲法大綱』、『日本予備立憲』、『日本警察講義』、『国法学』などが含まれていた。また、2月17日に『日本憲政略論』など四冊を補充し、1909年2月以後には、『日本憲法説明書』、『日本政治要覧』、『日本憲法疏証』、『日本官制通覧』などの日本憲法関連の書籍を献上されている⁴¹。

曹汝霖は、その『曹汝霖追憶録』で、慈禧と光緒が頤和園で彼を引見したさい、日本憲法問題をめぐって行った会話の内容を詳細に記している。問：日本で立憲が行われたのはいつか。答：日本は、明治14年に立憲を公布し、明治23年に国会を開いている。問：日本憲法の趣旨はどのようなものか。答：日本は伊藤博文を派遣してヨーロッパ諸国の憲法を視察させた。ドイツ憲法が君権を重んじていたのでそれに遵った。日本憲法の趣旨はドイツを倣ったものである。問：日本の国会議員はどのように選ばれるのか。答：日本の議会は上下両議院から構成されている。上議院は貴族院とも呼ばれ、その議員は、天皇が貴族のなかから国に貢献のあった者、儒学に通達した者、そして大実業家から派遣する。下議院の議員は、各省の国民が投票によって選挙する。問：日本の議会では常に党派間の争いが起きるといわれている。それは本当か。答：その通りである。政党間に見解の相違があるために、討論において意見が一致しない。問：日本の党派のなかで最も大きい党派はどれか。答：当時、

⁴¹ 葉曉青「光緒帝が最後に閲覧した書目」、『南方週末』2007年5月31日。

伊藤博文をリーダーとする政友会と大隈重信をリーダーとする進歩党が存在した。人数としては政友会の議員が多かったようだ。議会では、意見が異なるときに論争が起きたが、重要な事項に直面した場合、一旦議決すると直ちに団結した。臣が在日している時、日本はちょうど日露戦争の問題に直面し、激しく論争が行われたが、御前会議で天皇が開戦を宣言すると、両党は直ちに団結した。これを聞いて、皇太后は、御案を手で軽く叩き、ため息をつきながら「中国の問題は、まさに団結できないことにある」と語った。答：臣から見れば、憲法を制定し、議会を開けば団結ができる、と。これを聞いて、皇太后は怪訝な表情をみせながら、つぎのように質問した。「なに！憲法と議会が存在するなら、本当に団結ができるのか？」答：臣から見れば、団結には中心が必要である。憲法を制定して、上下ともに憲法に従って行動をとるとというのが、まさに立法の中心である。議会を開いて、国民が選挙権を持てば、選ばれた議員は才能があるだけではなく、国民によって信頼される。これがまさにリーダーの中心である。憲法の規定によって、政府の総理は皇帝が派遣するかあるいは議会によって選ばれて皇帝が任命する。総理大臣はすべての行政権を掌握する。これが行政の中心である。ただし、総理大臣は憲法を違反することができない。違憲があった場合、議会の弾劾を受け、朝廷によって罷免される。議会との意見が合わないときは、政府は奏請して議会を解散することができる。この方法は、諸国に通用する。議会は国民の代表であり、政府と議会は協力して難関を克服し、上下ともが団結することができる。従って、臣は憲法を制定し、議会を開くというのが団結の中心であり、すべての行政が順調に動くものと思う。この答えを聞いて、皇太后は何か考えることがあるようにして、しばらく言葉がなかった⁴²。曹汝霖は、「立憲に対して慈禧は興味をもっており、彼女の思想はそれほど保守的ではないと思われる。残念なことは、普段に諸国の新政を奏聞する者がいなかった」と述べている。さらに戊戌変

⁴² 曹汝霖著『曹汝霖追憶録』、伝記文学出版社 1981 年版、第 49-51 頁。

法に関しても、曹汝霖は「……もし諸国における立憲の実践とその成果を上奏したならば、皇太后の同意を得たかもしれない」と記している⁴³。

(4) 日本の「正統憲法学」の影響

ある学者の考察によれば、1895年に出版された黄遵憲著『日本国志』は、「中国に新しい憲政理論思想を導入し、同時に、清末憲政改革のために重要な参考を提起した」とされる⁴⁴。黄遵憲は、清政府の初代駐日参事官として、明治維新後の日本社会の変化と憲政実践を視察し、比較的完備した憲政理論体系を提出した。たとえば、自由民権活動に対する視察を通じて「民権」思想を展開し、「民の権利の源は二つがあり、一つは自然権であり、他は社会契約である」と述べている⁴⁵。

1889年に憲法を公布して以来、明治憲法の解釈問題をめぐって、日本の憲法学では、「正統学派」と「立憲学派」が形成された。「正統学派」の代表的人物は井上馨、穂積八束、上杉慎吉等であり、その核心理念は、天皇を統治権の主体とするとともに、国民と領土を統治権の客体として、「君主主義」価値観を強調した⁴⁶。19世紀末20世紀初期における日本憲法学の主流は「立憲憲法学」であって、ドイツ公法理論を模倣して、国家利益と天皇の地位を強調し、「富国強兵」理論の指導下に体系的な憲法体制を確立した。「立憲学派」は、「憲法の公布にともない日本は立憲制国家になった。したがって、憲法解釈は国体だけを前提にするのではなく、西洋国家の立憲主義原理を斟酌すべきである」と主張された。「国家法人説」を唱えた代表的な学者には、一木喜徳郎と美濃部達吉がいる。

当時、立憲を主張した中国の多くの政治家と学者たちが直接に受け入

⁴³ 曹汝霖著『曹汝霖追憶録』、伝記文学出版社1981年版、第51頁。

⁴⁴ 張鋭智「黄遵憲の『日本国志』における憲政思想およびその影響」、『法制と社会発展』2006年第2期。

⁴⁵ 張鋭智「黄遵憲の『日本国志』における憲政思想およびその影響」、『法制と社会発展』2006年第2期。

⁴⁶ [日]大石真著『日本憲法史』、有斐閣2005年第2版、第278頁。

れたのは日本の「正統憲法学」の思想であって、「立憲学派」の影響は限られていた。たとえば康有為、梁啓超などは、日本で西洋憲法理論を受け入れるとともに、大量の外国憲法学の著書を翻訳した。そこには、伊藤博文著『日本帝国憲法義解』（1901年）、井上馨著『諸国国民公私権者』（1902年）、高田早苗著『憲法講義』（1902年）、菊池学而著『憲政論』（1903年）、小野梓著『国憲法論』（1903年）、穂積八束著『憲法大意』（1903年）、田中次郎著『日本憲法全書』（1905年）、伊藤博文著『日本憲法要義』（1905年）などが含まれている。1901年から1911年までに訳された日本の憲法学の書物は、少なくとも60冊を越えている。

なお、明治憲法の制定に関わった主な参加者の憲法思想は、初期の中国憲法理論に重要な影響を及ぼしたといえよう。制憲原則に関して、伊藤は「中国は明治憲法の制定原則を参照すべきである」と述べている。つまり、「憲法制定の精神として、第一は君権の制限であり、第二は臣民の権利の保護である。したがって、たとえ憲法において臣民の権利を列挙しないとすれば、憲法を制定する必要はない」と。同時に、「一国の権力は君主大権を中心にし、すべての権力はこれに由来する」とする。清末立憲と地方自治の問題に関して、端方などの思想は、直接に伊藤理論の影響を受けている。たとえば、憲政実現における地方自治の役割を強調し、「諸国の強さといえば、それは地方自治にある。……自治の精神を養わなければ、たとえ憲法が優れていても遂行し難い」と説いている⁴⁷。清末憲政に対する日本の憲法学の影響は、「大清憲法草案」の制定まで続いていた。とくに北鬼三郎が著述した『大清憲法案正文』の影響は見逃すことができない。

過去、清末立憲の歴史を紹介するさい、学界は、一般に『欽定憲法大綱』と『十九信条』を取り上げ、当時憲法草案が制定されるか否かの問題にあまり関心がなかった。しかし、清末立憲に関する研究が深まるにつれて、一学者が北鬼三郎の起草した『大清憲法案正文』と『清末憲法

⁴⁷ 端方『端忠敏公奏稿』第六卷、第56-57頁。

草案乙全書』を発見した⁴⁸。現在保存されている制憲録から見ると、清政府は、1910年11月5日に溥倫、載澤を憲法編纂大臣に任命し、憲法の起草作業を開始している。そして1911年3月には、また、度支部右侍郎である陳邦瑞、学部右侍郎の李家駒、民政部左参議の汪榮宝などに憲法制定に協力するよう命じた。憲法起草の原則に関して、軍機大臣は「日本憲法を多く参考にして、尊君主義を実行すべきである」と明らかにした⁴⁹。李家駒、汪榮宝は日本の憲法制度に詳しく、その憲法思想の核心は「君主大権主義」であって、基本的には政府の制憲指導思想に基づいて起草作業を行い、その内容と枠組はおよそ日本を倣ったものであった⁵⁰。

憲法起草者らが常に閲覧し研究していた憲法書は、日本の伊藤博文、有賀長雄、穂積八束、市村光恵、上野貞正、北鬼三郎、清水澄、美濃部達吉などが著した書物であったといわれる⁵¹。なかでも、北鬼三郎が著した『大清憲法案正文』が憲法の起草に影響を及ぼしたか否かという問題をめぐって、学界での評価はさまざまである。『汪榮宝日記』（1910年5月26日）では、つぎのように記述されている。「……帰った後、北鬼氏の大清憲法案を読んだ。……（午後）六時半に家に戻り、北鬼氏の大清憲法案を読んだ。」これは、憲法の起草に参画した大臣として、汪榮宝が

⁴⁸ 1989年第1期の『歴史研究』に掲載された王曉秋の「清末政界変化の写し—宣統元年の『汪榮宝日記』に対する分析」は、「李汪憲草」を検討した。『歴史研究』1999年第6期に発表された兪江の「二種の清末憲法草案の発見および初歩的な研究」では、二種類の憲法草案が発見された事情を説明している。尚小明は、『歴史研究』2007年第2期に掲載された論文—「二種類の清末憲法草案原稿に対する質疑」において、中国歴史第一資料館で発見された「二種類の憲法草案」のなかで、甲残本は日本の学者である北鬼三郎の『大清憲法案正文』であり、乙全書は民間の立憲団体が制定したものである、と主張した。

⁴⁹ 『大公報』1911年4月1日。侯宜傑著『二十世紀初めにおける中国政治改革風潮』、人民出版社1993年版、第403頁。

⁵⁰ いまだに「李汪憲法草案」は発見されていない。ただ、『汪榮宝日記』からその基本的枠組と内容を読み取ることができる。

⁵¹ 侯宜傑著『二十世紀初めにおける中国政治改革風潮』、人民出版社1993年版、第398頁。

北鬼三郎の著作を参考にしたことを証明しているといえよう。北鬼三郎による『大清憲法案正文』⁵²に対する筆者が得た認識からすれば、清朝の憲法草案の制定に対するこの書の影響は無視できない。その主な理由は、つぎの通りである。(1)北鬼三郎は清朝の憲法に対する研究を専門にした学者であり、『大清憲法案正文』を出版した外、「清国の中央集権問題」（外交時報第13巻1910年総第14号）、「新領地統治法論」（外交時報第13巻1910年総第14号）などの論文を発表している。(2)李汪憲法草案である『商榷纂擬義例』と北鬼三郎の『大清憲法案正文』を比較した場合、形式上の類似性は否定できない。李汪草案は、10章86か条から成っており、皇帝、摂政、領土、臣民、帝国議会、政府、法院、法律、会計、附則で構成されている。これに対して、北鬼三郎の『大清憲法案正文』は、10章76か条から成っており、具体的に皇帝、摂政、臣民の権利義務、帝国議会、内閣、都察院、司法、会計、審計院、附則で構成されている。つまり、都察院と審計院以外の章名はまったく同じであり、内容に関しても多くは類似性を有している。筆者がここで北鬼三郎が著述した『大清憲法案正文』を論じたのは、日本憲法学が『欽定憲法大綱』の制定に影響を及ぼしたばかりでなく、同時に、『欽定憲法大綱』に基づいて制定された清朝憲法草案にも一定の影響を与えたということ、側面から説明したいがためである。

4. 『欽定憲法大綱』制定権の基礎と論争

日本憲法学者の思想的影響の下で、『欽定憲法大綱』の制定が秘密裏に行われ、そこでは民主立憲ではなく君主立憲モデルが採用された。

⁵² 日本の九州大学法学研究院の洪英博士が、日本の図書館に保存されている北鬼三郎の『大清憲法案正文』[東京経世書院、1909年]をコピーしてくれた。ここに彼女の協力に対して感謝申しあげる。

（1）先に議会を開くのか、それとも先に憲法を制定するのか

『大綱』の制定において、まず、直面したのは「制憲権」の主体の問題であった。つまり、誰が憲法の制定権を有しているのかという問題であった。明治憲法を参考にすることができるか否かをめぐっても、統治者内部には異なる意見が存在していた。たとえば、翰林院侍講学士である朱福鉉は、日本の経験に関して、五つの受け入れられる点と、四つの参考できない点を取り上げた。つまり、政府は議員のなかに敵を作らないこと、「平凡で古い」人物を資政院議員に任命しないこと、輿論を抑圧しないこと、地方議会に関して、日本のように官を優遇し国民を排除してはならないこと、などである。彼は、「立憲において日本を模倣するとしても、良いところを選ぶべきであって、強引に適用してはいけない」と、繰り返しこれを強調している⁵³。

いかなる憲法をどう制定するか、という問題に関して、立憲派は常に検討を続けてきた。実際に、多数の立憲派が目指した政体と制憲のモデルは、イギリスとドイツをモデルにしたものであった。そして憲法制定問題に関して、君権を制限し、「民権を保障する」ことを明らかにし、すべて日本モデルを模倣することに反対した。彼らの観点によれば、日本憲法は欽定の悪い例を最初に示したものであって、その民主レベルは非常に低く、ただ「命令権を重んじた」ものにすぎない。また、ある学者は「わが国の歴史、国情と置かれた時代は日本と異なり、強制的に模倣することができない。もし政府が狡猾な手段を用いて、欽定の名を語って臣民をごまかすならば、必ずや国体を動揺させ、君民の感情を害する悪い結果をもたらすだろう」と主張したのである⁵⁴。

両国の制憲基礎問題に対する異なった理解は、憲法と議会の関係に対する認識の相違からくるものである。つまり、憲法制定後、議会を開く

⁵³ 『清末籌備立憲檔案史料』（上）、中華書局1979年、第271頁。章慶遠等著『清末立憲史』、中国人民大学出版社1993年版、第221頁。

⁵⁴ 『予備立憲時代の人民』、『時報』、『予備立憲公會報』第2期。侯宜傑著『二十世紀初めにおける中国政治改革風潮』、人民出版社1993年版、第400頁。

のか、あるいは議会を開いた後に憲法を制定するかという問題がそれである。明治憲法がとった方法は、「憲法制定後、議会を開く」という方式であった。明治憲法の制定過程は、大体つぎの通りであった。1881年に憲法の基本原則を確定した。1882年に伊藤が西洋諸国を訪ね憲政の視察を行った。1883年に憲法取調所（後に憲法調査局と改称した）を設立した。1885年に太政官制を廃止した。1886年に憲法の起草を開始した。1888年に枢密院を設立した。1889年に憲法を公布した。1890年に憲法を実施した。1890年に衆議院の選挙を行い、11月に帝国議会在正式に開かれた。

憲法制定の問題に関して、多数の立憲派は「憲法の制定は君主個人の私事ではなく、人民の禍福と関連する公務であって、憲法の立法権はすべての人が共有すべきである」と主張している⁵⁵。また端方は、その『欧米政治要義』（第2章 国家憲法の制定）において、「立憲国家の政治中枢は君主にあるのではなく、憲法にある。そして、憲法の最終的制定権は人民の代表機構である議会にある」と主張し、世界が広く実行している「共議憲法」の形式を選択すべきことを強調した。さらに梁啓超も「先に議会を開き、人民が憲法の制定に参加するようにする」と訴えている。その目的は、議会を通じて政府を監督するということであった⁵⁶。そして、「国家は人民によって構成され、人民には国家政治に参加する権利がある。人民に憲法を制定する権利を付与することによって、はじめて憲法は有効なものになる」と主張する者も現れた⁵⁷。憲法は法律であり、法律は多数の人の同意を経なければならない。「憲法というものは完全にして欠陥のない域を基礎とする」と訴える者あった。従って、当時、立憲派は「先に議会を開き、議会が憲法制定の権力を行使すべきである」と主張したのである。しかし、清政府はこの提案を受け入れず、「わが国

⁵⁵ 呉興讓「国会と憲法」、『北洋法政学報』、第67冊。侯宜傑著『二十世紀初めにおける中国政治改革風潮』、人民出版社1993年版、第399頁。

⁵⁶ 張朋園著『立憲派と辛亥革命』、吉林出版集团有限责任公司2007年版、第40頁。

⁵⁷ 李慶芳「中国国会議」、『中国新報』第9期。侯宜傑著『二十世紀初めにおける中国政治改革風潮』、人民出版社1993年版、第399頁。

の憲法は大権政治主義をとっており、議院政治と決して相容れない。」議会の成立はあくまで憲法制定後のことである」という観点を留保したのであった⁵⁸。

『大綱』の上諭において、起草者である奕劻、溥倫は『大綱』の制定について、つぎのように解釈している。「……東西諸国の立憲政体からいえば、下者によって確立されたものもあれば、上者によって確立されたものもある。ただ、すべての国に憲法もあれば、議院もある。下者によって確立された場合、君民の争いから始まって、君民の譲歩で終わるが、上者によって確立された場合は、必ず先に国家統治の大権を制定し、後に人民に政治参加の利益を与える。諸国の制度からみて、憲法には欽定のものもあれば、民定のものもあり、議会には一院制もあり両院制のものもある。現在、朝廷はその優れて点を参考にして、それを施行しようとしているが、国体を審議し、民情を調査して、利害を弁別した後に作業を展開すべきものである。およそ立憲が上から作られた国にあっては、統治の根本は朝廷にある。議院は憲法によって設立されるべきであり、議院が憲法を制定するのは適切ではない。中国の国体からいえば、欽定憲法が相応しく、この道理は変え難いものである。したがって、議院を設立するためには、その前提として憲法を制定すべきである。憲法を発布した後にこそ、議院を召集することができる。憲法は国家の根本法であるから、一旦制定すれば、他の法律のように随意に削除したり、補強したりすることができない。したがって、制定する際、時間をかけて研究を行い、慎重に行うべきである。」⁵⁹ これは、憲法と議会の関係問題に関する政府側の基本的立場であって、先に憲法大綱を制定するための理論根拠を求めているといえよう。

理論からいえば、制憲権は国家以前に存在し、その主体は人民である。

⁵⁸ 侯宜傑著『二十世紀初めにおける中国政治改革風潮』、人民出版社 1993 年版、第 400 頁。

⁵⁹ 『清末籌備立憲档案史料』（上）、中華書局 1979 年版、第 54 頁。

議会の設立は憲法を根拠にし、いわゆる制憲議会の重要な役割は憲法を審議することであり、制憲の決定権を行使することができない。清政府が制定した『欽定憲法大綱』は、厳密な意味での憲法ではなく、将来の憲法制定に向けての「準則」にすぎない⁶⁰。したがって、「欽定」憲法権が君主に属するということは、立憲君主制の原理に合致している。同時に、勅書では、先に『欽定憲法大綱』を制定し、後に憲法草案を制定した理由を説明している。つまり、国家の根本法として、一旦憲法を制定したならば安易に変更してはならず、慎重な態度をとるべきであり、このことを予備立憲の正当性の基礎にすべきもの、としている。ここではっきりと言えるのは、この種の制憲方式は明らかに明治憲法の経験を採用したということである。

(2) 『欽定憲法大綱』の起草機関

清政府は、1905年11月25日に政治体制研究の専門機関として「政治視察館」を設立した。その主な機能は、「諸国における中国の治体に適する政法を選び、その損失を勘案して、書籍を編纂するとともに、その趣旨に則した規律を定める」というものであった。すなわち諸国の政治体制を研究し、清廷の政治改革に諮問意見を提供することであった。1907年、日本の制憲経験に基づいて、慶親王奕劻は、「政治視察館」を「憲政編查館」と改名するよう奏請した。それは全面的な政治動向の視察から具体的な憲政視察への転換を意味するものであった。7月16日、奕劻などは、明治維新初年の「憲法取調局」の体制をモデルにして『憲政編查館事務規則』を制定し、「すべての立憲諸国は、法治を理念としている。そして法治の目標を達成するには、先に法制を統一しなければならない。

⁶⁰ 憲政編查館と資政院が皇帝に憲法大綱などを提出する際、二つの明細書を附した。その一つは、憲法大綱および議院法選挙法要領であり、他は、逐年準備事項明細書である。そこでは、憲法大綱の細目は憲法起草時に裁定し、議院法要領の細目は議院法制定時に裁定する、と説明されている。

したがって憲政編查館は、憲法事項を担当すべきである」とした⁶¹。憲政編查館の指導体制に関して、奕劻などは、「軍機処の指導を受けるとともに、資政院が『主賛定』の役割を担うべきである」と主張した。『憲政編查館事務規則』の規定に拠れば、憲政編查館は、諸国の憲法を調査し、憲法草案を編訂すること、法典草案を審議すること、諸国の統計を調査し、書式を頒布することなどの職権をもっていた。1か月余の努力を経て、憲政編查館は資政院と協力して、『憲法大綱および議院選挙法要領』と『九年予備立憲逐年準備事項明細書』を起草したものの、当時、資政院がまだ正式に会議を召集しなかったため、起草過程に実質的に正当な基礎を提供することができなかった。資料の制限もあって、筆者は、『欽定憲法大綱』の具体的制定過程を詳しく検討することができない。ただ、憲政編查館の人的構成からみて、『大綱』制定過程における日本憲法の影響を読み取ることができる。まず、憲政編查館に集まった人材には、楊度など体系的に日本憲法の影響を受けた人材も含まれていた⁶²。つぎに、憲政編查館は憲法起草機関として位置づけられ、「館内での技術的作業は、ほとんど日本留学の学生が担っていた。」⁶³ 第三に、日本に留学した政法関係の学生と、各種の学校で法律の授業を担当していた日本の法律教師が『大綱』の制定に与えた影響も見逃すことができない。第四に、憲政編查館の二つの部局において、編制局は中心機構であり、局長は前民政部右参議である呉廷燮、副局長は章宗祥であった。三人の正規職員のなかで第一の位にあった者は汪榮宝であり、第二は曹汝霖であり、第三は恩華であった。これらの人のなかで呉廷燮以外はすべて日本留学の経験者であり、汪榮宝はもっとも憲政に詳しい人物といわれた⁶⁴。第五に、

⁶¹ 張晋藩著『中国憲法史』、吉林人民出版社2004年版、第99頁。

⁶² 張一塵は、『古紅梅閣筆記』において、「……九年予備立憲の明細書は、楊が草案を作ったものである。」と語っている。劉晴波主編著『楊度集』、湖南人民出版社1986年版、第504頁。

⁶³ 張徳美著『探索と選択—晚清法律移植に対する研究』、清華大学出版社2003年版、第192頁。

⁶⁴ 尚小明「二種類の清末憲法草案原稿に対する質疑」、『歴史研究』2007年第2期。

「憲政編查館」と「資政院」および各省の「諮議局」を設立した。こうしたなかで、憲政編查館は憲法を起草するとともに、各種の法律と規則、制度を審議し、立憲の遂行と民主思想の伝播に重要な役割を果たした。

5. 『欽定憲法大綱』の公布過程および明治憲法条文との比較

(1) 『欽定憲法大綱』の公布過程

単に時間からいえば、慈禧皇太后による変法革新の考え方は、早くも庚子賠償の時からあったとされる。堂々たる大国が野蛮な外国に敗れてしまう残酷な現実の前で、慈禧皇太后は思い切って変革を断行し、1901年1月29日に西安で「変法」の勅令を發布した。「世間には万古変えてはならない規律があるが、永遠に変わらない法律はない」として、「法令を改正し、古い慣習を打破するとともに『新政』を実行する」というものである。これと同時に、変革を求める地方の実力官僚と有識者らも何度も上奏して、「新政を実行し、官制を改革すること」を求めた。直隸総督である袁世凱、兩江総督である劉坤一、湖広総督である張之洞などは、頻繁に清廷に赴き、新しくて実効性のある数多くの新政措置を上奏した。たとえば、劉坤一、張之洞等は、文武学堂を設立すること、広く視察団を派遣すること、外国語を習うこと、法律を制定すること、郵政を推進すること、広く諸国の書籍を翻訳すること、などの措置を提案した。内容からみて、これらの提案は、実際に後に行われた清政府の改革の基本措置となっており、清政府の変法改革のために基本的な制度の骨格を確定し、ある意味では、清末立憲運動の前兆となった。

1904年の日露戦争において、専制国であるロシアが立憲国である日本に惨敗する結果によって、立憲の主張は深く人々の心に刻みこまれ、時を経ずして「立憲して国を救おう」というスローガンとなって各地に響き渡り、途切れることがなかった。当時、もっとも影響力をもっていた『大公報』も「この戦争は始めてのできごとである。日本は立憲国であり、ロシアは専制国である。これから専制国と立憲国の戦争では、立憲国が勝利し、専制国が敗北することになるであろう」と指摘した⁶⁵。多くの民

衆もしいに、「中国が富国強兵になるためには、堅船利砲以外に、もっとも必要なのは憲法を制定し、議会を開き、議院を建て、君主立憲を実行すべきである」ことを認識し始めた。ともに君主専制大国である中国とロシアが相次いで立憲国である日本に敗れたという事実も、中国人に国家の興亡における君主立憲政体の重要性を直観的に教えたのである。この点に関して、一貫して変革を反対してきた保守大臣らも、ついに立憲の重要性を認めざるを得なかった。そして、輿論の煽りも加わり、また立憲派の積極的な推進の下で、もともと中国とあまり関連がなかった日露戦争が、予想できなかった結果をもたらしたことにより、立憲問題は広く注目されるようになり、止まることを知らない全国的思潮となった。ある意味で、日露戦争は、近代中国社会における立憲思潮の導火線になったといえよう。

全国の社会各界の有識者による支持を得て、1908年8月27日、清政府はようやく『欽定憲法大綱』を公布した。ちなみに、当時の名称は単に『憲法大綱』であった。「欽定」という二文字は慣習として後でつけたものである。『欽定憲法大綱』の趣旨は、憲政編查館と資政院が一つになって提出した奏折によく反映されている。「いわゆる憲法とは国家の根本法であり、君民ともに守らなければならない、天子から庶民に至るまですべての人が遵守すべきであり、これを超越してはいけない……一言でいえば、憲法は君権を固め、同時に臣民を保護する……憲法大綱は、まず大権事項を列することで、君が臣の中心であることを明らかにし、つぎに臣民の権利義務事項を列挙することによって、民が国の本体であることを示した。君民ともに法律の範囲内で処されているものの、大権は依然として朝廷に帰結されている。また、諸国の優れた規律を採っているが、依然として本国の成憲に反するものではない。」⁶⁶「憲法」ではなく、「憲

⁶⁵ 『大公報』1905年4月13日。侯宜傑著『二十世紀初めにおける中国政治改革風潮』、人民出版社1993年版、第42頁。

⁶⁶ 『清末籌備立憲档案史料』（上）、中華書局1979年版、第56頁。

法大綱」と呼んだのは、まさにここで規定したものが具体的な憲法条文ではなく、綱目的要求だけであるからである。

奕劻、溥倫の上奏においても、つぎのように明らかにされている。「憲法大綱の細目は、憲法起草の際に策定すべきである。君主立憲政体に従って国家統治の大権を君に与え、立法、行政、司法、すべてを君が掌握するようにする。そして、議院が立法に協力し、政府が行政を輔弼するとともに、法院が司法を遵律するようにする。朝廷から臣民に至るまですべてが欽定憲法を守り、これに逸脱することのないようにして、永遠にこれを遵守する。上記の趣旨に従って、左のように規定する。」⁶⁷ いわゆる「左のように」とは『欽定憲法大綱』の詳細な内容である。

(2) 『欽定憲法大綱』と明治憲法条文との比較

以上に、日本明治憲法の『大綱』制定に対する影響を分析してきた。これらの影響は、主として学術交流、五大臣の憲政視察および民間の交流などの形式を通じて現れている。そして、その影響は主に具体的な憲法の条文内容に反映されている。二つの憲法条文の比較から、その規範形態の共通点と相違を分析することができる。

条文からいえば、『欽定憲法大綱』では、「君の大権」と「臣民の権利義務」に分かれており、33か条から構成されている。なかでも「君の大権」は14か条から成っており、大綱の正文の主体部分をなしているが、「臣民の権利義務」は9か条から構成され、正文の附録部分になっている。『欽定憲法大綱』総23か条のなかで、明治憲法の立法精神、条文規定とまったく同じか、あるいは基本的に同じである条文が8か条に至っている。すなわち、「君の大権」部分の第一、二、三、十三条と「臣民の権利義務」部分の附一、二、三、七条である。上記の条文のなかで、一部の条文は、明治憲法の規定と完全に一致するかあるいはほとんど同じである。たとえば、『大綱』の第一条と明治憲法の第一条、『大綱』の第二条と明治憲

⁶⁷ 同上、第57頁。

法の第三条は、条文そのものばかりでなく、その背後に込められた憲政精神もぴったり合っている。条文規定が一致しない他の条文からも、かなり高い類似性が見られており、明らかにその承継関係を読み取ることができる。したがって、両者の類似性が34.8%に達する条文規定から、『欽定憲法大綱』に対する明治憲法の影響を読み取ることができるとともに、日本に倣って立憲を実行するという清廷の政治論理をも読むことができる。

上述した規定以外に、『欽定憲法大綱』には、また大量の、明治憲法と密接な関連を有している条文が存在する。語句自体からいえば、これらの条文は明治憲法と相当に異なってはいるものの、立法精神と思想源からみて、すべて直接的または間接的に明治憲法の規定あるいは当時の日本の憲法学者の憲政思想に由来しているものがみられる。『大綱』において、この種の条文は13か条に至っている。具体的にいえば、「君の大権」部分の第四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十四条と「臣民の義務」部分の附四、五、六条であり、『大綱』の条文総数の56.5%を占めている。いうまでもなく、『欽定憲法大綱』は、明治憲法と日本の憲法学の影響を深く受けたものである。まさに、ある学者が指摘したように「清朝の予備立憲を概観すれば、あらゆる措置は欽定憲法に従って行うとともに、日本の明治憲政における法制を根拠にしており、その目的は、立憲形式を借りて伝統的君主専制大権を確保しようとするものである。そして、その欽定憲法は模倣性という特殊性を表しており、実は、それは制度の移植にほかならない」ということである⁶⁸。

結果的にみて、『欽定憲法大綱』は明治憲法を模倣したものではあるが、立憲過程において、清廷は専ら明治憲法のすべての規定を模倣したのではなく、憲法に対する理解に基づいて、あるいは中国の伝統文化を結合させ、一定の弁別と革新を行ったといえよう。たとえば、ある学者はつ

⁶⁸ 陳豊様「清廷の欽定憲法に対する日本の影響」、『国立台湾師範大学歴史学報』1980年 第8期。

ぎのように指摘している。『欽定憲法大綱』は、明治憲法が規定した「臣民」の権利に関する内容を模倣はしているが、明治憲法が規定した日本臣民が享受する住居および移転の自由（第22条）、通信の秘密の保障（第26条）、信教の自由（第28条）、請願権（第30条）などは規定せず、むしろ、「臣民に課された税は、法律が改正されない限り、現行法に従い納めなければならない。」「臣民は国家の法律を遵守する義務を有する」という明治憲法には存しない条文を規定している。「一般に、明治憲法における自由権規定は、その範囲が限定的であり、種類も少なく、しかも不完全であるとされる。ただ、比較から見られるように、『大綱』が規定した自由権は、その範囲と種類において明治憲法よりもさらに消極的であり、むしろ『大綱』が規定した義務は、明治憲法よりはるかに多い。」⁶⁹ 価値判断からいえば、清廷の立法上の権利克減行為について、さまざまに解釈することができるが、一つ見逃すことができない事実、——『欽定憲法』の制定過程にみられる明治憲法に対する清廷の若干の革新的創造には軽視できないものがあることである。ただ全体的にみて『欽定憲法大綱』の模倣特性は革新的要因よりはるかに多いものではあるが。

立憲の推進過程において、『大綱』は、一貫して明治憲法の全体的、持続的影響を受けてきたといえる。そして、その影響は具体的に『欽定憲法大綱』と明治憲法の条文に現れている。比較を通じて見られるように、まったく一致する条文として2か条があり（第一条と第二条）、直接、明治憲法を翻訳したものである。完全な「剽窃」であるといえよう。統計化してみれば、同じ条文が34.8%を占め、類似の条文が56.5%を占めており、異なる条文が8.7%を占めている。つまり同じ条文と類似の条文をあわせれば、91.3%にも達する。条文そのものから見れば、『欽定憲法大綱』は、確かに、明治憲法を参考にしている。しかし、すべての条文が「剽窃」に当たるというのは、根拠がない。その理由として、まず条文を

⁶⁹ 李秀清「中国憲政実践史上における西洋法移植の初めての試み—清末立憲活動に対する考察」、『河南省政法幹部管理学院学報』、2001年第6期。

比較してみると、同じ条文は34.8%しか占めず、類似の条文が56.5%に達しており、明治憲法の関連条文を参考したということになるが、これを単純に「剽窃」とはいいいにくい。つぎに、条文の内容からみても両者には異なるところが少なくない。一部の類似する条文は、実際に中国憲法文化の特色を反映している。たとえば、『大綱』が規定した君権の範囲は明治憲法よりはるかに広い。君主に経費調達権を付与したのがその一例である。また、臣民の権利に関しても『大綱』の規定は、明治憲法よりもさらに保守的であって、移転の自由、信教の自由、請願権などの権利は規定されていない。最後に『欽定憲法大綱』は、単に将来において正式な「欽定憲法」を制定するための「準則」すぎず、厳格な法律効力をもっていない。それに比べて、明治憲法は完備した憲法典であり、両者に対する評価基準にも一定の不確定要素が存在する。

6. いくつかの結論

いずれにしても、『欽定憲法大綱』に対する明治憲法の影響は軽視することができず、歴史と客観的見方をとるべきである。明治憲法に反映された立憲主義とは、「古代世界の神政的、家長式の観念に近代立憲主義を接木した、議会権力を束縛する偽の立憲主義」である⁷⁰。日本の統治者たちは、西洋の立憲主義の移植を主張する一方で、伝統文化の保存を理由に、一部の封建身分制度を留保させた。結局、明治憲法は、立憲主義と非立憲主義が混交した価値体系となったのであり、それは客観的にいえば、日本の近代化を促進させはしたが、それと同時に、日本を軍国主義と国家主義へと導いたものである。中国史上の初めての憲法的文献として、『欽定憲法大綱』は、憲法の法的地位を宣言し、法律の形式をもって権利義務を明確にするとともに、皇帝も法律の制限を受けると規定した。これらの歴史的意義は、『大綱』自体の内容より、はるかに奥深いもので

⁷⁰ [日]信夫清三郎著『日本政治史』（第3巻）、周啓乾等訳、上海訳文出版社1988年版、第225頁。

ある⁷¹。

明治憲法の「外見立憲主義」思想が『欽定憲法大綱』に及ぼした影響は多方面に及ぶ。皇帝大権の擁護、君主政体の保護という消極的影響以外に、客観的にいえば、つぎのような幾つかの積極的な影響をもたらした。(1)明治憲法の立憲主義思想は、『欽定憲法大綱』の制定とその内容に積極的な影響を及ぼした。本質からいえば、『欽定憲法大綱』はあくまでも非立憲主義ではあるが、ある程度において立憲主義原理を反映しており、西洋立憲主義と中国伝統の政治哲学を結合させた、中国伝統を重んずる価値体系である。その上諭では、「憲法は国家の根本大法であり、君民がともに守るべきで、これを超えてはいけない」と語っている⁷²。(2)中国史上、第一に位する憲法的文献として、『欽定憲法大綱』は、一定程度ではあるが明治憲法の三権分立思想を反映し、また初めて法律において皇権を制限する条項を規定した。ただ、『欽定憲法大綱』の基本的な価値観と出発点は、やはり君主主権の擁護であり、皇権に対する制限はあくまで皇帝主権を損なわないことを前提としたもので、きわめて限られた範囲内でみられるものである。(3)「附」という形式で「臣民」の権利と義務を規定したものの、憲法的文献において初めて社会構成員の権利と義務を規定したものであるだけに、一定の範囲と程度において、時代の歴史的特徴を反映している。(4)「欽定憲法草案」を制定する「準則」として、憲法草案の制定に価値指導の役割を果たした。(5)『欽定憲法大綱』の制定前後において、学界と民間では、立憲問題をめぐって広い範囲で討論が行われ、活発な憲法学研究の思潮と雰囲気が見られた。これは、初期の中国憲法学の形成によい環境と基礎を固めることになった。ある学者は、「清末憲法草案乙全書」の編纂は、20世紀初における西洋憲法学、政治学の研究成果に対する中国法学界の全面的な総括であって、その内

⁷¹ 李秀清「中国憲政実践史上における西洋法移植の初めての試み—清末立憲活動に対する考察」、『河南省政法幹部管理学院学報』、2001年第6期。

⁷² 『清末籌備立憲档案史料』(上)、中華書局1979年版、第56頁。

容は憲法学の各領域に及んでおり、中国初期の憲法学体系を形成している、と評価している⁷³。一般に、この草案は民間有識者によって起草されたものとされる。とくに総則では、「わが国の憲法の制定において、その形式は日本を参考にし、その精神はヨーロッパを参照しており、両方の利点を生かしたものと指摘されているように⁷⁴、明治憲法は、『欽定憲法大綱』の制定過程に深く影響を及ぼしたばかりでなく、初期中国憲法学の形成にも重要な学術的影響を与えたといえよう。

資料：欽定憲法大綱（1908）と日本明治憲法（1889）との比較

〔原書 56頁-60頁参照〕

I. 同じ（相同）部分の比較（34.8%）

(1) 欽定憲法大綱

- 一. 大清皇帝は万世一系に大清帝国を統治し、永遠に奉戴される。
- 二. 皇帝は神聖なる尊厳を有し、これを侵してはならない。
- 三. 法律の公布と施行を欽定する権利及び議案を提出する権利。法律は議院の議決を以つても、皇帝の詔によって公布の許可を得ない限り、施行することはできない。
- 十三. 皇室の経費は、皇帝がその金額を定め、国庫より支出し、議院においてこれを議決することができない。
- 附一. 法律の定めた資格を有する臣民は、文武官及び議員に任命される
- 附二. 臣民は法律の範囲内において言論、著作、出版及び集会、結社の自由を有する。
- 附三. 臣民は法律の定めるところに依らなければ、逮捕、監禁、処罰を受けない。
- 附七. 臣民は法律の定めるところに従い、納税と兵役の義務を有する。

⁷³ 兪江「二種の清末憲法草案の発見および初歩的な研究」、『歴史研究』1999年第6期。

⁷⁴ 中国法律史学会、『法律史論集』、法律出版社、第448頁。

(2) 日本明治憲法

- 第一条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス
- 第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス
- 第六条 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス
- 第六六条 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年国庫ヨリ之ヲ支出シ将来増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝国議會ノ協賛ヲ要セス
- 第一九条 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ応シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得
- 第二九条 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス
- 第二三条 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問処罰ヲ受クルコトナシ
- 第二一条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス
- 第二〇条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

II. 似ている（相似）部分の比較（56.5%）

(1) 欽定憲法大綱

- 四. 議院を招集し開会、閉会、停会及び解散する権利。議院に解散を命ずる時は、国民に新たな議員の選挙を命じ、解散された旧議員は平民となる。命令に違反した場合は、その状況に応じて相当の処分を行う。
- 五. 官制と俸給を定め、文武官を任命する権利。文武官を雇用する権利は皇帝にあり、大臣が皇帝を補佐し、議院はこれに関与してはならない。
- 六. 陸海軍を統帥及び軍隊を編成する権利。皇帝は全権を以って全土の軍を指揮し、常備兵額を定める。議院は軍事に関与してはならない。
- 七. 宣戦、講話、条約締結、使臣の派遣及び受け入れる権利。国交に関する事項は、皇帝の親裁に依って行い、議院の議決を要しない。
- 八. 戒厳を宣告する権利。緊急時において、皇帝は勅令を以って臣民の

- 自由を制限できる。
- 九. 爵位、勲章その他の栄典及び特赦を授与する権利。恩は皇帝より授けられ、大臣はこれを専断できない。
- 十. 司法を総攬する権利。委任された審判機関は、法律に従って裁判を行い、詔を以って更改してはならない。司法権の行使は皇帝にあり、裁判官は皇帝の委任により、司法を代行する。詔を以って裁定する案件以外、事実関係を重んじ、欽定に従い紛争を解決する。
- 十一. 命令の発布及び命令を発布させる権利。議院の協賛を経ていない既存の法律は、命令を以ってこれを廃止することができない。法律は皇帝が司法権を行使するために用いるものであり、命令は皇帝が行政権を行使するために用いるものである。両権を分立させるため、命令を以って法律の改廃することができない。
- 十二. 議会の閉会時において、緊急の需用がある場合、法律に代わる勅令を発し、財政上の処分をすることができる。ただし、次年の会期において議院で協議するものとする。
- 十四. 皇室の儀式は皇帝の主導と監督の下、皇族及び特派大臣が協議決定し、議院はこれに干渉できない。
- 附四. 臣民は、裁判官に対して訴訟事件につき裁判を求めることができる。
- 附五. 臣民は、法律の定める裁判所において裁判を受けることができる。
- 附六. 臣民の財産及び住居に対して、故なくこれを侵してはならない。

(2) 日本明治憲法

- 第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開会閉会停会及衆議院ノ解散ヲ命ス
第四五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選挙セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ
- 第一〇條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任命ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ条項ニ依ル

- 第一一条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス
- 第一二条 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム
- 第一三条 天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ条約ヲ締結ス
- 第一四条 ①天皇ハ威厳ヲ宣告ス ②戒厳ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
- 第一五条 天皇ハ爵位勲章及其ノ他ノ栄典ヲ授与ス
- 第一六条 天皇ハ大赦特赦減刑及復権ヲ命ス
- 第五七条 ①司法権ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ
②裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
- 第五八条 ①裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス
- 第九条 天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ発シ又ハ発セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ変更スルコトヲ得ス
- 第八条 ①天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝国議會閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ発ス
- 第七〇条 ①公共ノ安全ヲ保持スル為緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝国議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ処分ヲ為スコトヲ得
- 第七四条 ①皇室典範ノ改正ハ帝国議會ノ議ヲ経ルヲ要セス
②皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ条規ヲ変更スルコトヲ得ス
- 第二四条 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルルコトナシ
- 第二七条 ①日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルルコトナシ
②公益ノ為必要ナル処分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル
- 第二二条 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移転ノ自由ヲ有ス

III. 異なっている部分の比較（8.7%）

(1) 欽定憲法大綱

附八。臣民に課せられた税は、法律が改正されない限り、現行法に従い納めなければならない。

附九。臣民は国家の法律を遵守する義務を有する。

◎ **原著者紹介**：韓大元（Han Da-Yuan, 1960～ ）吉林省出身。中国人民大学法学院院長、法学博士、教授、博士課程指導教師。中国憲法学会会長、中国人民大学憲政と行政法治研究センター主任、中国人民大学東アジア法律文化研究センター主任等。

主要な研究業績は、つぎの通りである。（論文を除く）①単著「憲法学基礎理論」（中国政法大学出版社、2008）、「東アジアにおける法治の歴史と理念」（法律出版社、2000）、「憲法精神の覚悟」（法律出版社、2008）、「アジアにおける立憲主義の研究」（中国人民公安大学出版社、1996、第2版 2008）、「1954年憲法と新中国憲政」（湖南人民出版社、2004、第2版 2008）、②共著「憲法学專題研究」（中国人民大学出版社、2004）、「中国憲法」（法律出版社、2004）、「憲法学」（法律出版社、2000）、③主編「比較憲法学」（高等教育出版社、2003）、「比較行政法」（中国人民大学出版社、2001）等がみられる。

◎ **原著書出典**：この論文は、『政法論壇』2009年第3期に、次いで『法下的人権与国権…鈴木敬夫教授古希記念文集』汕頭大学比較法学叢書（法律出版社、2009）に掲載された。

◎ **訳者紹介**：呉東鎬；中国延辺大学法学院教授、法学博士（慶応大学）、呉東鎬氏には1908年当時の近・現代中国語文の解説、難解な語彙等について、再三にわたり多大なるご教導を得た。ここに共訳者として記し、感謝の意を表す。鈴木敬夫；札幌学院大学名誉教授、吉林大学名誉教授、湖南大学法学院兼職教授、法学博士。